

事例番号:300403

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 3 日

14:00 頃- 腹痛あり

時刻不明 搬送元分娩機関を受診、腹部の持続的な緊満と痛みあり

16:05 超音波断層法で胎児心拍数 80-110 拍/分を聴取

17:00 当該分娩機関に母体搬送され入院

超音波断層法で胎児徐脈、胎盤下に 25mm×92mm の凝血塊を認める

4) 分娩経過

妊娠 35 週 3 日

17:09 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出

胎盤はほぼ剥離し、子宮側に拳大の凝血を認めた

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 3 日

(2) 出生時体重:2200g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.79、BE -22mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、胸骨圧迫、気管挿管、アトレナリン注射液投

与

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 41 日 頭部 CT で脳萎縮あり

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 1 名、准看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名、小児科医 5 名、麻酔科医 3 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症である
と考える。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 35 週 3 日の 14 時頃
またはその少し前の可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は概ね一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 35 週 3 日の搬送元分娩機関受診後の対応(内診、酸素投与、超音波断層
法実施、当該分娩機関へ母体搬送を決定)は一般的である。

- (2) 搬送元分娩機関において、妊娠後半期に腹部の持続的な緊満と痛みを訴える妊産婦に対し、胎児心拍数の確認や超音波断層法を施行する前にリトドリン塩酸塩注射液の投与を開始したこと、母体搬送決定以降もリトドリン塩酸塩注射液投与を続行したことには賛否両論がある。
- (3) 当該分娩機関において、超音波断層法所見(胎児徐脈を確認、胎盤下に凝血塊を認める)およびドップラ法による胎児心拍数(60拍/分)より常位胎盤早期剥離と診断し、帝王切開を決定したことは適確である。
- (4) 帝王切開決定から9分で児を娩出したことは優れている。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管等)、および当該分娩機関NICUに入室としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

妊娠後半期に切迫早産様症状(性器出血、子宮収縮、下腹部痛)と同時に胎児心拍数異常が認められた場合には、常位胎盤早期剥離の可能性を念頭に置いて、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則した対応を実施するとともに、リトドリン塩酸塩注射液の投与については慎重に判断することが望まれる。

【解説】リトドリン塩酸塩注射液の添付文書上、常位胎盤早期剥離に対しての使用は禁忌とされていることから、切迫早産様症状および胎児心拍数異常を有する妊産婦にリトドリン塩酸塩注射液を使用する場合には、常位胎盤早期剥離を鑑別することが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

事例検討を行うことが望ましい。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

常位胎盤早期剥離の予防および早期診断に関する研究を支援することが望まれる。